

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和元年度第1回水戸市公設地方卸売市場運営協議会
- 2 開催日時 令和元年11月29日（金）
午後2時00分から午後2時50分まで
- 3 開催場所 水戸市公設地方卸売市場中央棟2階会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 川崎隆一，大谷勉，岡崎希圭，鈴木敏二郎，福地廣轄，原保，小野瀬吉彦，庄司任勝，松枝正男，中村俊一，石川和宏，横田幸子，楢崎ひろ子，田口文明，森正慶，渡辺政明，内藤丈男
 - (2) 執行機関 小田木産業経済部長，川崎産業経済部参事，武田産業経済部公設地方卸売市場長，飯田産業経済部公設地方卸売市場管理係長，河上産業経済部公設地方卸売市場技佐
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市公設地方卸売市場再整備計画I期5か年実施計画（案）について （公開）
 - (2) 卸売市場法の改正等に伴う市場運営ルール（案）について （公開）
 - (3) その他 （公開）
- 6 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 7 会議資料の名称
 - 【資料1】 水戸市公設地方卸売市場再整備計画I期5か年実施計画（2019年度～2023年度）（案）
 - 【資料2】 卸売市場法の改正等に伴う市場運営ルール（案）について
 - 【参考資料】 卸売市場法の改正に伴う共通の遵守事項等について
- 9 発言の内容 別紙のとおり

令和元年度第1回水戸市公設地方卸売市場運営協議会会議録

1 開会

- ・新任委員の紹介

2 あいさつ（会長）

3 議事

(1) 水戸市公設地方卸売市場再整備計画Ⅰ期5か年実施計画（案）について

執行機関 : (資料に基づき説明)

会長 : 水戸は地方卸売市場としては、取扱高が日本一とのことであるが、ちなみに2位や3位はどこで、取扱高はどれくらいなのでしょう。

執行機関 : 平成28年のデータになりますが、水戸市公設地方卸売市場における年間取扱高は806億円であり、国内の地方卸売市場としては第一位を誇り、第2位は千葉市地方卸売市場の383億円、第3位は松本市公設地方卸売市場の374億円となっています。

委員 : この計画については、今年の1月から4回に渡って御審議をいただき、非常にたくさんの意見が出され取りまとめた「水戸市公設地方卸売市場再整備計画」のⅠ期5か年実施計画でありますので、ぜひしっかりスタートをしていただいて、次のⅡ期5か年に繋げるよう進めていただきたい。
今日で（案）が取れるのでしょうか。

執行機関 : 本日、この運営協議会で御意見をいただき、もう一度、庁内で合意形成を図った上で、Ⅰ期5か年実施計画を確定させていきたいと考えています。
また、次年度との予算の関係もありますので、適切な時期に公表させていただければと考えています。

委員 : この計画が確定されてから、2019年度の予算をスタートさせるということでしょうか。

執行機関 : 本年3月の市議会において再整備事業関連の予算については議決をいただいておりますが、緊急性・優先度が高いと判断した事業については、本計画の確定前ではありますが、事業を進めさせていただいている状況です。

会長 : 今年度の当初予算はいくらでしょうか。

執行機関 : 今年度、2019年度の当初予算につきましては、1億9千200万円ほど措置しています。

会長 : 本運営協議会では本計画案について了承するという事よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(2) 卸売市場法の改正等に伴う市場運営ルール（案）について

執行機関 : (資料に基づき説明)

会長 : 資料2の2ページ「4 主な内容」の項目が12項目ありますが、基本的には、今後、市の条例又は施行規則を改正する中で規定されるということでしょうか。

執行機関 : 現行の市の条例や規則を改正する中で、位置付けする内容となっています。

会長 : その中で、法の規定により定めるものと、水戸市の裁量で独自の基準ということで定めるものと大きく分けて2つあるということですが、その2つに分けた理由はあるのでしょうか。

執行機関 : 参考資料を御覧いただきたいのですが、地方卸売市場として県知事の認可を受けるに当たっての取引参加者の遵守事項が6つあることに加えて、本市場としての独自の遵守事項を定めることができます。

会長 : 逆に言うと、㊸は法律上、条例に任せているということですね。

「5 課題」については、今後、慎重に検討していただきたい。

執行機関 : 「5 課題」の市場使用料については、これまでも市場関係者の皆様と議論をさせていただいているところでございます。

本日、運営協議会におきまして、まだ成案はできておりませんが、こういう議論をしているという状況報告に留めさせていただいて、具体的な市場使用料のあり方については、引き続き、具体的な金額・率について検討を進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

委員 : 卸売市場法が昭和46年に制定され、それに基づいて水戸市公設地方卸売市場も設置されました。

その法が改正されるわけですから、県の指示に従いながら、認定を受けていくこととなります。そのような中、いろいろ議論をされてきた中で、「4 主な内容」が出来てきたわけです。日本一の地方卸売市場がしっかりとした独自の、自分の首を絞めることなく、生産性があり、前向きで積極性のあるものとして議論されたと理解していますので、こういうもので独自の個性を出していただきたいと思います。

また、使用料の件についてですが、これについても、今後、日本全体の人口が減少傾向にある中で、市場の活力・売上を維持していく、先を見越した使用料の議論もあってもいいのではないかと考えています。これらが条例化されるということですので、ぜひ皆様が規制の緩和によって、さらにやる気がでるような、個性や魅力が出せるようにしていただければ大変ありがたいと考えています。

会長 : 法が改正されて、県の条例はなくなってしまう。法に基づいて県知事の認定を受けるということで、今までと枠組みが変わってしまう。地方市場として活性化される意味合いで、この条例で前向きな前進につなげていた

できればと思います。

会長 : 市場運営ルールについては、内容を詰めたものを次の運営協議会で、ご審議をいただくということになろうかと思えます。

特に、市場としての独自の遵守事項については、委員の皆様の意見を聴いて定めることが求められていますので、よろしくをお願いします。

(3) その他

副会長 : 台風 19 号の影響はあったのでしょうか。市場に入ってきている農家さん等に被害があったと思うので、影響があったのではないのでしょうか。何か情報はありますか。

委員 : 那珂川・久慈川流域沿いでは、表面的にはねぎ等に被害があったのは事実ですが、市場全体としての分母に対して、分子が小さかったので、一部の被害や品質低下などの情報については、県内では流れましたが、全国レベルとするとあまり情報は流れなかったという状況です。

ただ、水戸市場としては入荷減が目立ちました。

会長 : 県の災害対策本部が発表しているホームページに掲載している農産物の市町村別の被害状況に、水戸市も結構入っているのですが、全体からしてみるとものすごいという感じでもなかったです。